

保護者の皆様へ

幼稚園・認定こども園・保育所および小中高等学校のけが等で医療機関を受診する際は・・・



医療費の受給資格者証は使えません。

一旦、医療費をお支払いください。

学校（園）等で加入している

「日本スポーツ振興センター災害共済給付制度」（以下「スポーツ保険」）をご利用ください。

この保険は、学校（園）の管理下で児童生徒が負傷等した場合、その治療費や見舞金の給付を保護者のかたに対して行うものです。授業中だけでなく、部活動や登下校等も含まれますので、詳しくは学校（園）にお問い合わせください。

学校(園)のけが等で、医療機関を受診



医療機関窓口にて学校(園)でのけがであることを伝える
医療費受給資格者証は使わず、医療費を支払い



治療が完了するまでに医療機関・調剤薬局等の窓口で支払った金額の合計が、
未就学児の場合 1,000 円以上、小学生以上の場合、1,500 円以上かどうか確認
(保険診療の総額が 5,000 円以上、保険診療点数として 500 点以上になっているかどうか)

↓ 窓口負担 1,000 (1,500) 円以上

↓ 窓口負担 1,000 (1,500) 円未満

スポーツ保険の申請対象です。**学校(園)を通じて、
スポーツ保険の申請手続きを行ってください。(※)**

スポーツ保険の申請対象外です。子ども・ひとり親家庭等・心身障がい者等のうち該当する医療費の受給資格者証をご利用ください。

(※) スポーツ保険の給付基準に該当しない場合、不支給となることがあります。その場合は、子ども・ひとり親家庭等・心身障がい者等のうち該当する医療費として坂出市けんこう課へ申請してください。

スポーツ保険への申請を優先する主な理由

- 1) 医療費の給付金額は、保険診療の医療費総額の 3 割の額に、1 割を加算した額になります。
- 2) けが等の初診から最長 10 年間、医療費の支給が行われるため、医療費助成の資格がなくなった場合でも、同一のケガによる治療が継続している場合は給付対象となります。



医療費助成に関すること（医療費を立替払いした後の申請について等）は、下記までお問い合わせください。

坂出市 健康福祉部 けんこう課 保険医療係 TEL44-5006（内線 315）